平成２８年（フ）第５０２号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野903番地の４
ステートリーあけぼのＡ201
債務者　高山　玲子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５２３号
神奈川県中郡大磯町大磯2193番地　シュトラウスグラス101
債務者　湯沢　明幸
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３５号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本386番地の19
メゾンカルプ102号室、前住所神奈川県小田原市蓮正寺242番地
債務者　二見　春義
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２４号
青森市青柳１丁目12番23号　サニーライフ青柳１－Ｅ
債務者　齊藤　壽文
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
神奈川県秦野市沼代新町５番13号　山幸ハイツ　102号、前住所神奈川県秦野市西田原1438番地の10　ビサイド貴　102号
債務者　小谷地一夫
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５０５号
神奈川県平塚市四之宮２丁目25番15―１号
債務者　久野　香里
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３７号
神奈川県秦野市沼代新町１番12号
債務者　久保寺ケイ子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７４号
栃木県小山市西城南５丁目12番地６　エル・ファロＡ205号室
債務者　川越　絹子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市江島町79番地
債務者　二宮　友加
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９１１号
東京都立川市幸町５丁目67番地の７メゾン・ド・フォンティーヌ105号
債務者　室賀　博光
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４８号
静岡県掛川市中宿211番地、前住所静岡県掛川市天王町60番地の１
債務者　山本　一恵
1　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
静岡県浜松市東区上石田町214番地シャイニーフラット203号
債務者　堀本　敏一
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
長崎県佐世保市中原町３番12号　中原ハイツ201号、前住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷771番地６
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
長崎県佐世保市中原町３番12号　中原ハイツ201号、前住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸下山郷771番地６
債務者　山口香代子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
長崎県佐世保市権常寺町1524番地２　ウエストコースト早岐202号、前住所大阪府池田市栄町４番10号　ラポール池田202号
債務者　江原　　奨
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係